

文書名	栗山大勝記 全 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学中央図書館
撮影年月日	昭和56年 7月 15日
福岡県文化会館	

栗山大全記

680

ノ

10

栗山大膳記

全

680
2
10

680
夕
10

備後利安一葉赤下庵紹江居士寛永八年八月十四日卒
八十二歳葬止座郡志波村園清寺天保八年己酉生於瑞磨園
大膳利章西水紹山居士泉應元壬辰三月二日卒于
南部盛園之配所六十二歳葬同所

天正十九年卯正月廿二日生歿
墓田園下志波中津坊

栗山大全記



23.3.31
176560

栗山大膳親備後守其先祖赤松一為乃
族之足利將軍家任入大工武功有
者之播長少業地を領し公之賜與之
將軍が御中減取地古きを羅と云天
文六己酉年御出立の善由を以て千六
筆の時職隆公は是より四部在席の利あり及
め如欲長故林より日本に朝鮮を

即供仕舞の外即用之は後群の武功とありて
世々名高く知る者あり給即秘蔵あるれ侍
即取立ありて後方即入國其後一二十万五千石餘の
米代と下備後と改の南方に寄進し上
坐郡左近原の瑞城より日蓮宗傳り即政よりか
任其も元初元迄一統瑞城にけいせ
之成時を瑞城の長島孫即出世の長島曾を
大膳と讓り法祥はト名と改り其の孫より
隱居たりしと云々なるなり其の寛永八の年其の

河内南八十歳之因ふり病死せり因ふの南信
寺より傳り竹冊下名紹江と謚せり南信も其備
後を牛乳中水炊申其後乃乃其基せし
大膳利幸は文正十年三月廿二日豊前下
毛郡中津ありし中津城長一人武藝と尚詩歌
文章も其も上達せり今に其の書あり
乃彼を知りしより其の鐵炮の達人長政孫殊
更に即秘蔵せり其の書ありて其の書あり大
御山様慶元を其の書あり其の書あり其の書あり

横江舟首舟船の蓋の町、新島、大膳と云
 連ぶれもの其没因えぬ九に交まき都報恩
 寺より仲直去出えぬの節も始終の神元を融
 ず所々保りて言ふは出是振物即教相中へり
 宗の良師と云ふこと神枕元より大膳より其を
 成るぬ由其の没をいふも、其の節も、又
 備後通の舟も、其國政を神元を成り、其の
 二あると云は、其の節も、其の節も、其の節も、
 言下者、其の節も、其の節も、其の節も、

○大膳舟の蓋の町、新島、大膳と云
 連ぶれもの其没因えぬ九に交まき都報恩
 寺より仲直去出えぬの節も始終の神元を融
 ず所々保りて言ふは出是振物即教相中へり
 宗の良師と云ふこと神枕元より大膳より其を
 成るぬ由其の没をいふも、其の節も、又
 備後通の舟も、其國政を神元を成り、其の
 二あると云は、其の節も、其の節も、其の節も、
 言下者、其の節も、其の節も、其の節も、

交を承り居りぬ故務く御口の事なり
此の願の強ひく御使言「よの御平友
此の事出之候へ申傳げは後事者より大
膳より別へ後御事宜なる程より今を御の并
候切と申すし申せ候の事御事候は候
此の事候は候。然し申せ候居遊り候は
大膳候と申す御事候は候。此の事候は候
○念八十度より其親の如く申す事候は候
度と申す事候の事候は候。此の事候は候

此御供は、美の御事候は候。此の事候は候
俸より、此の御事候は候。此の事候は候
り御事候は候。此の御事候は候。此の事候は候
千石餘り候其上外は、此の御事候は候
此御事候は候。此の御事候は候。此の事候は候
其御事候は候。此の御事候は候。此の事候は候
二万石余程候。此の御事候は候。此の事候は候
此御事候は候。此の御事候は候。此の事候は候
此御事候は候。此の御事候は候。此の事候は候

世の中は此の如くにして其は別れたる人々
に在りては其の如くも有る大なる人何人も
此の如く其の如くして其の如く其の如く
世に在りては其の如くして其の如く其の如く
別れたる人々の如く其の如く其の如く
其の如く其の如くして其の如く其の如く
此の如く其の如くして其の如く其の如く
世に在りては其の如くして其の如く其の如く
別れたる人々の如く其の如く其の如く

佛佛の如くして其の如く其の如く
世に在りては其の如くして其の如く其の如く
別れたる人々の如く其の如く其の如く
其の如く其の如くして其の如く其の如く
此の如く其の如くして其の如く其の如く
世に在りては其の如くして其の如く其の如く
別れたる人々の如く其の如く其の如く

○ 聖賢の如くして其の如く其の如く
世に在りては其の如くして其の如く其の如く
別れたる人々の如く其の如く其の如く

即ち又西寄格上なる其等之立にても又人の
領部等に則て是れ申由を申次持参の者
此申由が領は継者由と家光の御まゝの
おと申由の何れを領に命ぜられ果して
又其に大膳の御申由は是れおと申由の御
申由の申由も其に大膳の御申由の御
申由の御申由も其に大膳の御申由の御
申由の御申由も其に大膳の御申由の御
申由の御申由も其に大膳の御申由の御
申由の御申由も其に大膳の御申由の御

舊門を人切らば是一人遊りては奉
天何人とも云ふと主たる物に者世を
あつひの大衆なる空條の仲はるる

○寛永九年壬申歲三月卯集朔日自尾能江
乃舟中^{舟中}眼^眼に舟上舟内須物等なるを
予日義作^{義作}江戶舟屋敷^{舟屋敷}に舟前寺に
重此四月十日申下國^國為^為近^近為^為申^申定^定籍
崎^崎井^井上^上道^道向^向十^十河^河内^内成^成九^九田^田自^自造^造物^物毛^毛利
左^左近^近井^井上^上均^均紀^紀道伯三男後
近井上均紀と物^物先^先師^師在^在中^中の^の諸^諸士

何^何に^に遊^遊不^不入^入口^口羅^羅生^生居^居に^に道^道向^向内^内成^成九^九多^多並
居^居の^の大^大衆^衆は^は世^世に^に後^後師^師為^為る^る下^下に^にま^まる^るは^は後
道^道向^向の^の所^所意^意義^義義^義大^大衆^衆の^の所^所何^何任^任を^をし^し仰
を^を有^有る^る所^所に^に遊^遊り^りの^の所^所は^は何^何の^の所^所に^にま^まる^るは^は義^義
を^を以^以て^て其^其の^の所^所に^に遊^遊り^りの^の所^所に^にま^まる^るは^は義^義
仰^仰事^事を^を其^其の^の所^所に^にま^まる^るは^は義^義
扱^扱を^を今^今明^明に^に教^教を^を其^其の^の所^所に^にま^まる^るは^は義^義
仰^仰多^多衆^衆の^の所^所に^にま^まる^るは^は義^義
情^情に^にま^まる^るは^は義^義

○大曆屋殿前中門通の邊公都山下平兵
侍と仰使者を又受かた何んか集りし由の
ありは使の氣の集りし由の所定を成る
可き事なりとの由に上は、幸甚なる後
に、此の應答を察し、其の意に及
むる形なきこと、仰事と云ふ

○有る言はし、校師境の角より此の
例の如く、仰事なり、仰事代の老若、由
て、大寺の相結なり、其の由、皇國を

國事(國)を仰事と云ふ、唯今大
曆(曆)の如く、仰事と云ふ、其の由、皇國を
不承の事なり、仰事と云ふ、其の由、皇國を
甘んずる仰事と云ふ、仰事と云ふ、其の由、皇國を
仰事と云ふ、仰事と云ふ、其の由、皇國を
仰事と云ふ、仰事と云ふ、其の由、皇國を
仰事と云ふ、仰事と云ふ、其の由、皇國を
仰事と云ふ、仰事と云ふ、其の由、皇國を

諸君の愛蔵である。雅成先生の御著書は、如何なる
少くも愛蔵の所である。建物は、申請書
に、
申請書に、
「可成の健全道と、自ら行はざるも
罷り出づれば、成る以上、乗物を、可成
おのずから、
すの上、故不難なる、自身及び、
御著書は、
而して、
いふに、
最も、
は、
を、
情、
か、
と、
要、
の、

と見えぬものなりとて人共大層おぼろ
素行何人程の事なきにせむとの仕立をたか
不也のうらむと申す事申す事申すの者善大
海月の長政様御の事と申す者御前にも信思
百丈切れ申す者も申す事申す事申すの事
我度及の事申す事申す事申す事申す事申す
私共奥の事申す事申す事申す事申す事申す
まゝ申す事申す事申す事申す事申す事申す
の別と申す事申す事申す事申す事申す事申す

其の事申す事申す事申す事申す事申す
儀申す事申す事申す事申す事申す事申す
の事申す事申す事申す事申す事申す事申す
今申す事申す事申す事申す事申す事申す
用意は事申す事申す事申す事申す事申す
諸事の内事申す事申す事申す事申す事申す
て親類事申す事申す事申す事申す事申す
申す事申す事申す事申す事申す事申す
程に強動は事申す事申す事申す事申す事申す

○ ありしは大藤屋敷より都御の方と見え行
むればまゝのいと御用財を生ずる急創商の
者共四人付しより年博る迄の老口迄して
浦へ其母を分ちて後より萬世國御目財として
豊後國赤松川中流に皇王殿御尊をたて奉り
て大藤より皇王殿へ遣りて書はたの虎野の
持ふ文箱と大藤のちりしにまゝの如くはせし
中は見えぬぬに大藤文利先達より以て
脚上より御手紙の徒表を以ては其教なること
後ち御手紙の言の中御見はる其用不
り御用なる御言は御不盡成致の仕程に
○ 候べきはまの御言は御不盡成致の仕程に
り候べきはまの御言は御不盡成致の仕程に
の衣入替の者共の御言は御不盡成致の仕程に
脚の方の御言は御不盡成致の仕程に
後ち御手紙の言の中御見はる其用不
り御用なる御言は御不盡成致の仕程に
○ 候べきはまの御言は御不盡成致の仕程に
り候べきはまの御言は御不盡成致の仕程に
の衣入替の者共の御言は御不盡成致の仕程に
脚の方の御言は御不盡成致の仕程に
後ち御手紙の言の中御見はる其用不
り御用なる御言は御不盡成致の仕程に
○ 候べきはまの御言は御不盡成致の仕程に
り候べきはまの御言は御不盡成致の仕程に
の衣入替の者共の御言は御不盡成致の仕程に
脚の方の御言は御不盡成致の仕程に
後ち御手紙の言の中御見はる其用不
り御用なる御言は御不盡成致の仕程に
○ 候べきはまの御言は御不盡成致の仕程に
り候べきはまの御言は御不盡成致の仕程に
の衣入替の者共の御言は御不盡成致の仕程に
脚の方の御言は御不盡成致の仕程に
後ち御手紙の言の中御見はる其用不
り御用なる御言は御不盡成致の仕程に

數日を經て八月半空の土敵獨圍八市穀
と敵伸張を致して即ち官軍の軍勢は次第
傳ふの内縁をへりて敵軍は度々平朝の敵
官軍の軍勢は次第に大勝なりし事あり
は其先母の賜に大勝なりし事ありし事
後存の八五建し

○因八月十五日に敵軍は度々大勝なりし事あり
近年に於ては此日に敵軍は度々大勝なりし事あり
即ち官軍の軍勢は次第に大勝なりし事あり
の勝形脚をりし事ありし事ありし事あり
由中表の軍勢は次第に大勝なりし事あり
し所官の軍勢は次第に大勝なりし事あり
官軍は度々大勝なりし事ありし事あり
敵軍は度々大勝なりし事ありし事あり
可畏敵軍の軍勢は次第に大勝なりし事あり
是年以後の軍勢は次第に大勝なりし事あり
後表の軍勢は次第に大勝なりし事あり
可畏敵軍の軍勢は次第に大勝なりし事あり

而神木城以後の事なるは、
乃所見為仰出、
下は、
業を、
は、
値、
新、
一、
以、

成、
後、
道、
改、

時

○
名、
改、
の、
の、

此店申の大将弱殿を御到り此御方、甲
井持邦殿酒井雅盛殿同着以守殿松
平木總守殿永井信濃守殿青山大藏殿
其外御同付者四人秋元但馬守殿柳生但
馬守殿水野河内守殿竹中兼中守殿殿
由目附殿御老中次方此未定三人宛左
右に分れ御方中此殿の由目附殿もの一御程
幸し大膳其向より美作置物持主は四
番番は美作置物対決仕

大膳奉書後松平丹下前後各番十條
成候に上次方と一書は此置物に付あり左
枝の書附とて甘き之の先の大膳より右乃て
候と一篇通致候と御書通致候と
大膳右の十條上終り具十條書と前並
て十條宛書して美作是に御書に美作知候
にまゝ御書は通致候と此大膳より美作
言甘き殿の者より何れも此御書に御書不
御書御書は此御書に御書に御書に御書

勝りか何れに勝つかといふ事から勝つてゐる故
に大夏の中へ入るとはなる大勝白眼といふ
其方々の事筆者のある事一々一
推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
は美作侯の秘師習うま至して津美作侯
の者一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
に物より勝つてゐるといふ事一々一
いふ一上なる事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
色より勝つてゐるといふ事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ

大勝といふ其方々大勝といふ人々勝つてゐる
者一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
語りし事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
ま居る事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
す。其方々の事筆者のある事一々一
一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
大勝の事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
大勝の事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
大勝の事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
大勝の事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ
大勝の事一々一推考して中へ入るとはなる大勝白眼といふ

當の部は後ま即ち大板沖
奉り小島を都夜市に後成り其時
いふ方大板をて夜中候に取道具候旨
大相へ指し大橋なると其上よりを及
へ高足を擡りて昔方へ送はし候事
當の部は車取はし置候事
各戸分は候事
昔より新らに居候もの内蔵元
若く大橋に候者名簿に候事
名簿に候者中より大板沖
出者ありしゆり内蔵元
いふ事ありしゆり
金銀米穀田舎の事あり
乃ち當の部は候事
置出は早に候事
内蔵元大板に候事
義に候事
丁酉より大板殿に候事

長政秋より仰託ひれ成坐守服指彦彦
樽肴等共き仲意の所早も其
仰使と拙者共は家後まゝあぐ親
有るに拙者等の命をたゞ一々し
尊送られあつた礼しうれは
其の長政秋の程は不便を加へ
其意を人へ傳へて今に
自合ひ命をまゐりて南谷の
其意をいれ入候はるる事
を

その日の天爵の程めり
と同日に大膳は候
もいふは
内蔵九
右馬の
まゝ夫
君の
書
内蔵
内蔵

先謀叛とよぶ軍を起し世を
乱す者左馬の法紀受出京親長政世の
中より此命を主君に世後と盡しと
身命を無敵といふ事ありきまも
毎日の事と改めし中より此命を
あしむ事ありとて中より此命を
公衆への事と改めし中より此命を
は命にけし事ありの事ありと改めし
公衆への事と改めし中より此命を
の餘切ありと改めし中より此命を
と改めし中より此命を天下に奉對謀
叛をも企す事と改めし中より此命を
の時事ありと改めし中より此命を
あしむ事ありと改めし中より此命を
炊頭改めし物免奉り仰了し所より
可名中より此命を改めし中より
可名中より此命を改めし中より
可名中より此命を改めし中より
出居の内命を置物と改めし中より

控方も免角の所後好も中もゆきまは道
向い最平公事より多勝より何れも最
三比のいしやまはなる中神より中神を
退出せよ

右の免角も免角の所後好も中もゆきまは道
年月を過かして道の律事本房の後か中意
不意中意も中意の如く父の如く中意も中意
此類あり内用まはる中意存信義と書しよ

美大所内
十年

故跡方とありし中意存信義と書しよ
乃免定て中意存信義と書しよ
る去る中意存信義と書しよ

大上説列はなを中意存信義と書しよ

同中意存信義と書しよ
中意存信義と書しよ
中意存信義と書しよ
中意存信義と書しよ
中意存信義と書しよ

及大膳以上の條之内左場の徒に諫言
P入の條の方より里口上の謀叛の徒に全
虚言に相違ない何れか如く或は容易に後
にP上の我と市守の徒の大膳以上は先達
て指上の諫言即ちと社司以上は由重あり
難有次第奉存の先の大炊頭教より指上
の條三拾の條以上命令して五拾四の條乃
諫言P入の條より右場の徒気文不
P初と私と成敗可仕は極先中の名無為

方謀及企とP上の大膳以上は成敗はゆる
新相成奉存の先六月十日に右の條上
P上の全の書すP上の一條を命令するの
命令の書す右の通書見はるに後には
一命を猶とて虚言に構入るるは
元より第一の命令に於ては
P上の成敗に書す右の條に
成後には備書す右の條に
未長の書す右の條に

大和ははなして遊する左邊の虎牙上より必走
中島の可成り即ちもなる左にの私初末に
共右邊の虎牙をいふ方は甲斐の甘き山
乃子邊よりなる一より由よりなる一
は老中よりいふ事なる事老中次より
大膳入道なる事多し即ちの御次方より
ゆえ大膳を御次よりいふ

去古大炊助殿の事をして對決相討に事な
小成の事なる事老中次方の殿次方なる事

此川邊より一よりなる一は業は勝り有成り大
近由中中領國の御次方の御次方の御次方
由御次方の御次方の御次方の御次方
此老中次方の御次方の御次方の御次方
佛堂邊の御次方の御次方の御次方の御次方
（川口はなる事山下平兵衛御次方の御次方）
備前太郎殿の御次方の御次方の御次方
登城の御次方の御次方の御次方の御次方
御次方の御次方の御次方の御次方の御次方

義分重を不洞法之事。思ふに九領國と
し可^レ以^レ上^レの兵先征之忠を節。此對之別
儀也。瑞々作付上意之旨いと。又作儀の右
左海大膳或對主人無定。下名不修公儀
候不届。思ふ依之。南部大膳守。與へ永く
所預作付。此いと。又八十五。又或國敵口。秀
之者の素。此の。依之。京江戸大坂奈良
坂。遊放。之。作。此。乃。所。後。い。右。と。道。業。之
片。付。い。り。上。り。此。種。子。作。上。此。是。也。一。歳。亦。く

此。廻。勤。多。事。其。時。分。長。谷。寺。之。所。故。其。際
更。上。無。理。其。事。乃。在。集。人。及。り。此。状。中。の。事。亦
其。成。以。故。中。又。此。上。屋。者。八。段。又。道。の。名
八。十五。又。其。事。亦。上。屋。敷。之。所。此。等。作
分。

右。同。日。掃。部。頭。殿。即。定。に。此。老。中。方。初。目。借。氣
倒。の。此。等。中。に。南部。表。國。の。領。主。南部。大。膳。守
重。正。殿。此。席。方。大。膳。之。此。重。正。の。是。大。膳
第。勤。と。云。上。り。此。等。一。下。德。守。殿。作。儀。等。れ

此以後石田の流儀肥後表之義に於ては
 表裏入之義に於て右流儀に思ふ上之義に
 先祀之軍出少先を以て領國無別儀
 據に作付の上意之方今日左流儀に作
 付其方義に對し無更之義に其上
 不傳之儀候不屬思ふ上之義に依て其
 大坂寺に永く申預作付に右流儀可有
 奉表上意之方今日右流儀に大坂上意に
 並り申述中意に下ら流儀に流儀に流儀の流

領國其別儀に諸社作付申上三上流儀
 餘り別儀に表裏入之義に申神に上以
 以下無字殿に作付に申産子人持持
 其御申申申申申申申申申申申申申
 免申申申申申申申申申申申申申
 我因敬日念之者に申申申申申申申
 其御申申申申申申申申申申申申申
 之通事に申申申申申申申申申申申
 殿入申申申申申申申申申申申申申

付は市井に於て國策有るの由を日本書紀に
上屋敷に於て印賜を伴ふ遊放の御方
公義より御作の御方名乃仕合取仕
この御方より御作の御方名乃仕合取仕
此御銀子御作の御方名乃仕合取仕
及當今御作の御方名乃仕合取仕
といふ御方名乃仕合取仕
腹を切らずして不叶者より御作の御方
之御作の御方名乃仕合取仕
故に御作の御方名乃仕合取仕
方乃御作の御方名乃仕合取仕

大膳御作の御方名乃仕合取仕
御作の御方名乃仕合取仕
二男御作の御方名乃仕合取仕
田舎御作の御方名乃仕合取仕
御作の御方名乃仕合取仕
御作の御方名乃仕合取仕
御作の御方名乃仕合取仕
御作の御方名乃仕合取仕
御作の御方名乃仕合取仕
御作の御方名乃仕合取仕

中今湖山由華乃及年人今此古今種成而并美
即種母夷中乃成光中。宗悦よんは恒と後
未なるをいふ

其比阿部山部五郎る松平伊豆守殿ふ形
中此大膳美主人に無支と中一も主夫
此身上をも崩し中程のりをはし
者天下の人か召仕者乃家種の見をい
のるには有実あり或は探に仕は扱可仕作
付るにをも替りい増ふ伊豆守及成蒼大

膳のまて分別守者先い物と主夫乃
境悟思しく行儀不直いを異見扱の家
未なる者乃極のり作法あり道に當い
は及大膳中主人在馬山伏為と諫て夫
は書附前後表給余を條を見いたると
右馬山伏為と馬表及て毛頭等まか
共了前透少く西表扱に傳て見は久
方に及及素に貴殿の仕法也。扱は
膳素始終不届者其極のりく去年以美

度々重く御詮議者との右傍に依り
人柄引渡されし妙共存分通市任せり
此作外は増具左に其之の道理は言届品
既而も其差大分御持持方とてしされ自由
に歩らば其先岳校に作留されし流人片
者も其其の分はる此騒動にこの國の狂
聖志も却て直る感ありやその右傍の感
よと其別後大膳も別業其の義我の徳
分別の用と御守のしとありよんは候程也

にて四部五部及此は方物多し家共又此に
即物語は感不を信に後り居り候

正月八日御目見御海せられ即其に結構候
上意とては表御御舞領物おのり其の御御
安堵は通候

右奥山大膳二件は若年之以より最早年
経り不替也即其の其是候なりし
増書の上り候

栗山大勝利章記

利章六十五五年

卯正月七日望前中津より延中先程ハ
赤松乃一より足利尊氏將軍に仕へて成を播
及姫路乃任人あり交傷後利ある下高永様
此以上歳身仲家并れはる日本朝鮮と
人少腹尻切るより長政公統前仲の國也
二万五千名餘の差也との一隊のまより
國代政務を任るは母村尾氏某の女え娘
野代春し是より赤松一家の人より大勝利章

栗山大勝利章記
利章六十五五年
卯正月七日望前中津より延中先程ハ
赤松乃一より足利尊氏將軍に仕へて成を播
及姫路乃任人あり交傷後利ある下高永様
此以上歳身仲家并れはる日本朝鮮と
人少腹尻切るより長政公統前仲の國也
二万五千名餘の差也との一隊のまより
國代政務を任るは母村尾氏某の女え娘
野代春し是より赤松一家の人より大勝利章

仰らばはまの長政公御の事仰秘蔵はる哉
然るには元仲護の事も終に仰給ふ
事なるに公仰代り申す父傳後同様
國に政務を任せしむる見承るに月仲時孫
付に國に月には旅して對候に後南郡
表國に領主南郡中候事申すの後へ仰預り
忠外と申すの仰十九日四月廿二歳を申用
と病し申す事の上は兼承るに三月二十日
二歳年一國分南郡表國度小路に家より申す

謄と西木經山より八是日長政公京郡
報思ふ事仰出まの町江月おるなりは是れい
由表南郡表國の事なり大膳足家
十人より長に里田睡時美作一政の事之六二系
ケ清き事三六日河内宗室と云ふ事四日福井市
より事あり大膳利幸之六日中より左馬の
事の事節在信の統種公元と豊後土平侍の事
の三千石餘の事里田氏御捕手なりと云ふ人
あり七六日里田氏御捕手と云ふ事八日

圖書を成、媽子之厨の妻九、園田氏音信書
、媽子園田を在居り、妻十、上御儀と云ふ事
己大膳利重の妻、如水公内舍身、田田兵庫
殿息女、伯耆、媽子大膳、子孫、男、女、五
人あり、媽子、大者、二男、古次、三、中、右、吉、郎
在居り、媽男、大膳、の妻、三、四、の、幼、少、女、一、男
吉次郎、と、共、妻、を、付、け、て、中、之、公、八、人、質、子、持
上、し、を、男、れ、（此、年、母、を、奉、養、す、事、未、だ、不、明、也、） 田、田、兵庫、多、子、所、産、多、る、れ、
大膳、一、件、す、く、（此、年、母、を、奉、養、す、事、未、だ、不、明、也、） 行、分、の、故、大膳、妻、も、亦、有、る、也
多下赤坂口又馬の屋敷、（此、年、母、を、奉、養、す、事、未、だ、不、明、也、） 此、年、主、の、二、男、者、次
郎、後、之、如何、を、感、か、た、り、未、あ、る、考、へ、不、可、か、事
、成、と、し、一、而、未、老、專、言、す、事、一、成、未、あ、り、成
、其、ま、ま、に、法、國、一、由、老、母、と、媽、男、大、意、印
國、主、親、公、御、由、り、以、存、肉、と、る、具、一、か、う、た、り、
也、何、を、感、か、た、り、と、未、あ、る、考、へ、不、可、か、事、國、よ
り、少、子、と、人、の、妻、は、由、り、な、し、南、部、候、公、儀
へ、此、作、出、給、り、長、止、古、仕、り、ぬ、は、是、大膳、媽、子、に、南
部、家、中、の、者、と、考、へ、不、可、か、事、二、百、石、拾、石、下

善師の改入大腰乃より山出の所
行し名尸母子此姓の由之山と名乗七
内山善師の尸大腰乃連不成札山角為
財味在處の老翁石家より南部侯
家長と云ふ也

吉田久又利安真名世益之居士者吉田以二七三三改重成松溪宗
玄居士之二男元利元年己卯生母者黒田圖書白二一之養女也
久留木侍従七利安後寺利安者色二長光院
利安一伴者利安十八歳也書者中本利安年也書者七光之命
中本利安成明徳三年丙午生

天保十四年癸卯歲正月十四日癸亥同十七日庚申
終

山崎玄雅堂通庵吉野守
時以九之歲

